



事業主の皆様へ

平成29年2月20日  
社会保険労務士法人 リヴル総研  
代表社員 奥村 繁子

暖かい日が多くなってきました。  
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、年金や  
有期雇用の無期転換ルールなどについてお知らせいたします。

## 年金受給の「保険料納付済等期間」が10年こ

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年に短縮されました。これにより、従来年金を受け取ることができなかった方も年金を受給できる可能性があります。

**対象者** …既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年以上の方が対象になります。対象者の方には平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。

**手続き** …日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

**いつから** …既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします。（以降、2か月分の年金を偶数月にお支払いします）

**年金額** …年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

Q. 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか？

A. ご本人が直接窓口においてにできないときは、委任状により代理人に手続きを委任されることで、お手続きをしていただくことができます。

リヴル総研には、年金の相談員がいます。

老齢年金だけでなく、一般の人では請求が複雑な障害年金のご相談も受け付けています。お気軽にお電話ください。



## 健康保険料率と介護保険料率が3月より変更

平成29年3月分(4月納付分)から健康保険料率と介護保険料率に変更になります。

	～平成29年2月分(3月納付分)		平成29年3月分(4月納付分)～
健康保険料率	9.93%	⇒	9.99%
介護保険料率	11.51%	⇒	11.64%

(福井県)

給与計算時に社会保険料を当月徴収としている場合は3月から、翌月徴収としている場合は4月から、保険料が変更となりますのでご注意ください。



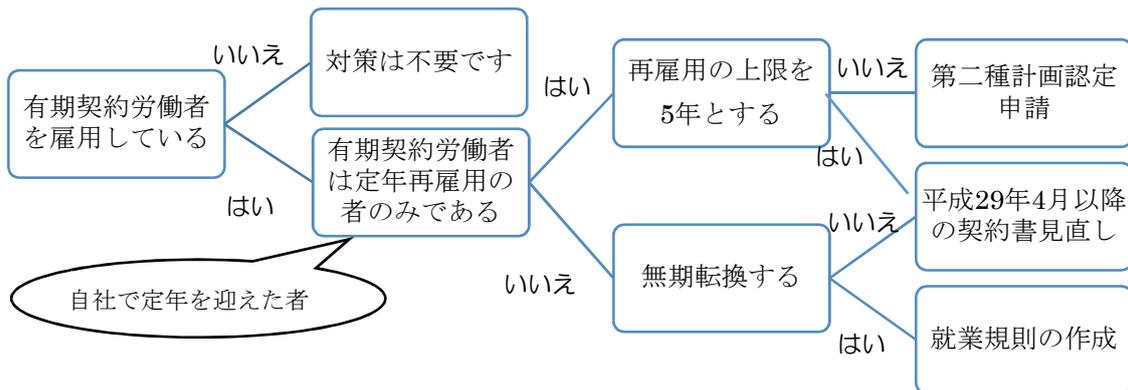
## 協会けんぽの支給申請書の様式が変更

協会けんぽでもマイナンバーの取り扱いができるようになったことに伴い、マイナンバー欄が追加された新様式となりました。ですが、現在のところマイナンバーを記入すべき人が限られているため、基本的にはマイナンバーを記入しないでください。不要な方がマイナンバーを記入しますと申請書を受け付けてもらえませんので、よろしくお願いいたします。



## 有期労働契約の無期転換ルール

無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。平成25年4月1日に施行されましたので、1年更新の有期契約の場合、今年の4月以降が、5年目の更新となります。



無期転換する場合には、従来の有期契約労働者向けの就業規則の対象者ではなくなりますので、注意が必要です。本則の適用を受けると不都合が生じる場合は、別途無期転換者用の就業規則を作成するなどの対策が必要です。

また、有期雇用契約を繰り返している場合、契約書に更新条項が予め印刷されていることがあります。5年を超えて有期雇用契約をする予定がないなら、契約書のひな型を見直し、4月以降の更新時に対象労働者に来年の4月以降の更新はないことを説明しましょう。



# 職場定着支援助成金

平成28年10月19日より保育事業を営む事業主への助成を拡充しました。

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場あとの創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器などを導入した場合や保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

## I. 雇用管理制度助成

事業主が、新たに雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入・実施を行った場合に制度導入助成(1制度につき10万円)を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成(60万円)を支給します。

制度導入助成		目標達成助成
イ. 評価・処遇制度	10万円	60万円
ロ. 研修制度	10万円	
ハ. 健康づくり制度	10万円	
ニ. メンター制度	10万円	
ホ. 短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	10万円	

※平成28年10月19日から短時間正社員制度(保育事業主のみ)も助成対象となりました。

## II. 介護福祉機器等助成

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2(上限300万円)を支給します。

## III. 保育労働者雇用管理制度助成



## IV. 介護労働者雇用管理制度助成

保育事業主または介護事業主が、保育労働者または介護労働者の職場への定着促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)を行った場合に制度整備助成(50万円)を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成(第1回)(60万円)を、計画期間終了3年経過後に目標達成(第2回)(90万円)を支給します。

制度整備助成	目標達成助成(第1回)	目標達成助成(第2回)
50万円	60万円	90万円

※平成28年10月19日から保育労働者雇用管理制度助成を新設しました。



詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。

## トピックス



### 時間外上限「年間720時間」政府が原案提示

政府は働き方改革を実現会議において、三六協定による時間外労働時間の上限を「月45時間、年間360時間」としたうえで、罰則付きの特例として労使協定締結を条件に「年間720時間(月平均60時間)」まで引き上げる原案を示しました。繁忙期は月100時間を認めることには連合から反発が出ていたため今回の原案には盛り込まれておらず、引き続き調整を行います。



### 残業月100時間超で産業医報告を義務化へ

厚生労働省は、企業に対し、月100時間を超えて残業している従業員を産業医に報告することなどを義務化します。今年度中に省令を改正し6月から運用を始める方針です。健康診断で異常が見つかった従業員についても月の残業時間や夜勤回数など産業医が求める情報を提供しなければいけません。過労死等を防止するため産業医の権限を拡大します。



### 介護保険法改正案が国会提出

政府は介護保険法改正案を閣議決定し、国会に提出しました。2018年8月より大企業の会社員等の介護保険料を増額し、現役並みの所得がある高齢者の自己負担割合を従来の2割から3割に増やします。また、高齢者・こども・障害者といった福祉関連の相談窓口を一元化する内容も盛り込まれています。



### 2017年度税制改正関連法案が国会提出

今年度の税制改正に関する法案が閣議決定され、国会に提出されました。法案では、配偶者控除についてパートタイマー等として配偶者が働いている場合の減税枠が拡大されている一方、高所得世帯においては控除の運用を制限する内容です。3月末までに成立の見込みです。



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0